			をいう。）
		別記様式第一	ものとする。
第二条第二項	第二十七条の五第一項		
第四条第一項第一号	第一回目の給付金	第二回目の給付金	

をいう。以下この項において「勤務延長期間内死亡者の遺族等」という。）	
附則別記様式第一	ものとし、給付金支給機関の長は、第三回目の給付金の支給に際し、若年定年退職者又は法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の十一第一項第一号の規定により当該給付金の支給を受けることができる者（勤務延長期間内死亡者の遺族等を除く。）に対して、若年定年退職者の年齢六十年に達する日の翌日の属する月の区分に応じて次の各号に定める日までに附則別記様式第一の若年定年退職者申出書を提出させるものとする。 一　一月から三月に年齢六十年に達する日の翌日の属する若年定年退職者　その者の年齢六十年に達する日の翌日の属する年の二月末日 二　四月から九月に年齢六十年に達する日の翌日の属する若年定年退職者　その者の年齢六十年に達する日の翌日の属する年の八月末日 三　十月から十二月に年齢六十年に達する日の翌日の属する若年定年退職者　その者の年齢六十年に達する日の翌日の属する月後最初に到来する二月末日
第二十七条の五第一項	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の五第一項
第一回目の給付金	第三回目の給付金
第二回目の給付金	第四回目の給付金